

指摘事項等		お受けした日	令和6年7月16日
件名	国有地の占拠について		
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「馬入れ」は国有地のため、本来は家を建てたりすることはできない。</li> <li>・しかし、近隣に住む方が、「馬入れ」を自宅敷地に取り込み、建築物を設置した。</li> <li>・法令に違反しているので、指導してほしい。</li> </ul>		
対応状況	担当部署	まちづくり部 道路河川課	
<p>⇒お話を伺い、担当課と現地確認をすることを伝えた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指摘箇所の「馬入れ」において、フェンス等の建築物を確認。</li> <li>・当初の建築申請にはあがっていないため、建築後の工事と思われる。</li> <li>・所有者宅を訪問し、建築物の撤去指導を行った。</li> </ul>			